

## はしがき

本書は、 ブラジルにおける現行の法令集および判例集等の法律基礎資料の調べ方を示す手引である。

途上国法制の研究の要請は、 近年、 わが国の国際化の急速な進展とともにない、 経済取引および人的交流を通じて、 学問のみならず実務レベルでいっそく高まりつつある。特に昨今のように、 途上国における本邦企業の事業活動に関連した環境紛争や外国人の受け入れに伴う涉外人事の法律問題が発生するようになると、 そこでは涉外紛争における実際的かつ予防的観点からの法的対応の必要性に止まらず、 途上国の法律制度の研究や調査を通じて、 途上国社会に関する適切かつ十分な知識を得ておくことがますます不可欠となっている。

しかしながら、 先進諸国に比べると、 途上諸国の法律制度の調査や研究の状況は、 学問的かつ実務的観点から、 諸国の法体系の理解に必要な法律基礎資料の基盤が十分整っているとは言い難く、 さらに实际上もその利用法および接近において大きな障害を伴っている。

かかる観点から、 途上国法体系の理解に必要な一般的な基礎知識の取得に資するべく、 法令集および判例集等の利用法および引用法を指示した手引書を作成することにした。本手引は、 平成4年度の「発展途上国の経済社会変動と法体制の構築」調査委員会（主査 矢谷通朗）における海外共同研究の成果の一部である。

作成にあたっては、 上記海外共同研究グループである伯日比較法研究所

(Instituto de Direito Comparado Brasil - Japão) の二宮正人氏（サンパウロ大学法学部博士教授、東京大学法学博士）、および同氏法律事務所（Advocacia Masato Ninomiya S/C）の全面的協力を得て一次作業を終え、編者による調整のうえ、最終成果を取りまとめた。

また、巻末のブラジル法略語集は、経済協力調査室の今泉慎也氏の多大な協力を得て作成した。心からお礼を申し上げる。

本手引を通じて、ブラジル法の理解のための基礎知識が提供され、かつブラジル法の研究の発展および実務の利用にささやかな寄与ができれば幸いである。手引きの記述の中には不十分な点や翻訳で思わぬ誤りをおかしているかもしれないが、大方のご批判を得て、将来に備えたい。

最後に、本手引書の作成に対し、当初からさまざまな便宜とご協力を与えて下さった伯日比較法研究所の所長 Kazuo Watanabe 博士（サンパウロ大学法学部博士教授、元サンパウロ州高等裁判所判事）および同メンバーの方々、中川和彦教授（成城大学）に深く感謝の意を表したい。

1993年5月

矢 谷 通 朗